

◇平成 22（2009）年 3 月 29 日 議員提出議案

## No.78 灰垣和美議員

議員提出議案第 4 号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書及び議員提出議案第 5 号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書につきまして、賛同議員の了解を得まして、私のほうから案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

### 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備に取り組むことが強く求められている。

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年 1 月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50 万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

国においては、企業・団体献金禁止とともに、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止することなどを含め、政治資金規正法改正案の、今国会での成立を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 29 日

高槻市議会

続きまして、議員提出議案第 5 号について。

### 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

本年 2010 年は「国民読書年」である。「文字・活字文化振興法」の制定・施行 5 周年に当たる 2010 年、政・官・民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、2008 年 6 月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定された。

にもかかわらず、2010 年度政府予算案では、「子ども読書応援プロジェクト」事業を廃止。そのかわりに、子ども読書の普及啓発予算として 4,900 万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅に削減された。また、読み聞かせなどの読書

活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされている。

このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変に残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでいる。

昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が2007年度に小学生に貸し出した本は登録者1人当たり35.9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時(16.5冊)に比べて2.2倍に伸びた。この結果は、「子ども読書活動推進法」の制定を機に、学校での「朝の読書」や、家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたこと、また、国が積極的に読書活動推進の事業を行ってきたことのあらわれと言っても過言ではない。

読書活動推進の取り組み効果があらわれているにもかかわらず、まさに「国民読書年」の本年に予算を削減するというのは、2008年の国会決議にもとるものである。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や創造力などを高め、豊かな心をはぐくむとともに、さまざまな知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動である。「政・官・民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を守り育てていくため、政府は子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月29日

高槻市議会

以上、よろしくお願いたします。